

NACCSセンターに関するご意見・ご要望の募集(NACCS110番)に係る回答

提出日	ご意見・ご要望名 (タイトル)	ご意見・ご要望の具体的な内容・理由	対応の概要	掲載日
2021/4/16	ご教示ください	<p>ナックスの係留施設等使用許可申請書について 「使用形態区分」で 「0 優先指定船でなく接舷船でもない」という区分はどのような場合に選択するのでしょうか 当港は全ての岸壁に接舷して荷役をするので通常は「接舷船である」を選ぶのが普通だと思うのですが、一部の代理店が「0 優先指定船でなく接舷船でもない」を選びます。聞けば昔からそういうことがあるとのこと。 当港は割と固定した船社が使うだけなので実務上特に問題ないので ナックスの区分の解説があるとありがたいです。</p>	<p>ご質問事項である「使用形態区分」の項目は、係留施設の使用形態にあわせて選択するものとなりますので、係留施設等使用許可申請書の受理官庁である港湾管理者様においてご判断されているものと認識しております。</p>	5月19日